資料２

指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査

・指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法　・・・・・・・・・・・　１

・指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図　・・・・・・・・・・・　２

・指定介護保険サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】　・・・・　３～３４

・令和元年度～令和５年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例　・・　３５～４７

・介護保険事業者における業務管理体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８～５２

指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

所管庁		事業者
集団指導 ○ＨＰへの資料掲載・アンケート提出等の書面開催方式により指導 ○指導内容 ・当該年度における指導及び監査の実施方法等 ・運営指導における主な指導事項 ・指定等の基準及び介護給付等の算定方法 ・介護保険制度の改正等の内容等	実施通知	**集団指導　対象事業者** 全ての事業者。ただし、保険医療機関等において介護保険法第 71 条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（みなし事業者）を除く。
	出席	
		欠席した事業者に対しては<u>個別に指導することあり</u>
運営指導 ○指定事業所又は法人事務所の所在地等において、対象事業者から事前又は当日に提出を受け、又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該事業所等の管理者等からヒアリングを行うことにより実施（一部オンラインにより実施する場合がある） ○指導内容 【運営体制指導】 関係法令及び指定基準に照らし適切な運営が行われているか確認し、適切でない運営が行われている場合は是正するよう指導 【介護サービスの実施状況指導】 個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導 【報酬請求指導】 報酬算定基準に照らし ①報酬の単位ごとの算定要件を満たしているか ②保険給付の対象とならないサービスの提供及び請求が行われていないか ③必要な人員等の体制が確保されているか（各種加算及び人員欠如減算等） ④利用者ごとのケアプランに基づきサービス提供が行われているか 等について確認、適切でない請求が行われている場合は是正するよう指導、必要に応じて過誤調整	実施通知 指導実施 改善報告 再指導	**運営指導　対象事業者** 【一般指導】 全ての事業者の中から計画的に実施 【随時指導】 ・利用者又はその家族等からの苦情若しくは情報提供又は当該事業所の従業者等からの通報若しくは情報提供が寄せられているもののうち、特に緊急性の高いもの ・保険者、国民健康保険団体連合会から情報提供を受けた事業者のうち、特に緊急性の高いもの ・介護給付適正化システムにおいて給付実績が特異傾向を示す事業者のうち、その傾向が顕著なもの ・利用者等からの苦情が多く寄せられている事業者 ・実地指導の結果、改善が不十分な事業者のうち、再度の指導により改善が見込まれるもの ・その他実地指導の必要性があると認められる事業者を対象に実施
		指定取消し等の事由に該当する行為がなされたかあるいは疑われる場合、明らかに不正若しくは著しい不当等が疑われる場合又は度重なる指導を行っても改善が行われない場合は、<u>監査を実施</u>
監査 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、実施場所、監査担当者等をあらかじめ事業者に通知して実施。ただし、緊急を要するもの等については、当日通知して実施 ↓ ○指定基準違反等が認められた場合、期限を定めて基準を遵守すべきことを**勧告** ○正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限内にその勧告に係る措置をとるべきことを**命令** ○期限を経過し、なお相当期間を経た後も改善されない場合は、指定取消し等の処分対象 監査の結果、不正の事実が確認された場合等は、聴聞手続を経て行政処分	実施通知 監査実施 改善勧告 改善命令 改善報告 行政処分	**監査　対象事業所** 次のいずれかに該当する行為がなされたかあるいは疑われる事業者 ・利用者に対する虐待がある ・指定基準に重大な違反がある ・サービスの内容に不正又は著しい不当がある ・介護報酬の請求に不正又は著しい不当がある ・報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられても従わず、又は虚偽の報告をした ・出頭を求められても応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した ・不正の手段により事業者指定を受けた **【行政上の措置】** **指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止** **【経済上の措置】** **不正受給した介護報酬の返還及び加算金の徴収（40/100）**

指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図

指導

対象事業者

全ての事業者。（ただし、保険医療機関等において介護保険法第71条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（みなし事業者）を除く。）

指導の目的等

指定事業者全体のレベルアップを図ることを主眼として、介護保険法・制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進及び介護報酬に係る過誤・不正請求の防止の観点から算定要件等の周知等、介護保険制度の適正な運営を図る

集団指導
- 《出席》→ 完　了
- 《欠席》→ 個別指導

【一般指導】
全事業者から別に定める基準により選定し、計画的に実施

【随時指導】
- 利用者又はその家族等からの苦情若しくは情報提供又は当該事業所の従業者等からの通報若しくは情報提供が寄せられているもののうち、特に緊急性の高いもの
- 保険者、国民健康保険団体連合会から情報提供を受けた事業者のうち、特に緊急性の高いもの
- 介護給付適正化システムにおいて給付実績が特異傾向を示す事業者のうち、その傾向が顕著なもの

「サービスの質の確保と向上」「利用者の尊厳の保持」「高齢者虐待防止法の趣旨」「適正な介護報酬の請求」等の観点から、事業所所在地において、関係書類の閲覧とヒアリングを元に指導

【運営体制指導】
関係法令及び指定基準に照らし、適切な運営が行われているかどうかについて、関係書類の点検・検査及び関係者に対するヒアリングを行うとともに、適切でない運営が行われている場合は、これを是正するよう指導

【介護サービスの実施状況指導】
個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

【報酬請求指導】
報酬算定基準に照らし、報酬の単位ごとの算定要件に合致しているか、保険給付の対象とならないサービスの提供及び請求が行われていないか、各種加算について必要な人員等の体制が確保されているか、利用者ごとのケアプランに基づきサービス提供が行われているか等について、関係書類の点検・検査及び関係者に対するヒアリングを行うとともに、適切でない請求が行われている場合は、これを是正するよう指導

運営指導
- 適正・おおむね適正 → 結果通知 → 完　了
- 改善が必要 → 結果通知 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》 → 再 指 導 → たび重ねて指導を行っても改善が行われない場合は、監査へ移行

○指定取消し等の事由に該当する行為がなされたか、あるいは疑われる場合
○明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合

保険者 **過誤調整**（不適正な報酬算定が見受けられる場）

監査

対象事業者

- 利用者に対する虐待が疑われるとき。
- 指定基準に重大な違反があると疑われるとき。
- サービスの内容に不正又は著しい不当が疑われるとき。
- 介護報酬の請求に不正又は著しい不当が疑われるとき。
- 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 不正の手段により事業者指定を受けたことが疑われるとき。
- 所管庁が必要と認めるとき。

監　査

直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合
- 改善勧告
- 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》
    - 保険者 **過誤調整**（不適正な報酬算定が見受けられる場合）
    - 勧告に従わなかったとき **公　表**
    - 行政処分：改善命令／改善報告書
      - 《期限までに改善された》 → 完　了
      - 《期限までに改善されなかった》 → 期限を経過し、なお相当期間を経た後も改善されない場合は、行政処分の対象
    - **公　示**（公報登載）

指定取消し等の事由に該当する場合
- ***聴　聞***
- 行政処分：指定取消し／指定の全部又は一部の効力の停止
- 処分通知
- **公　示**（公報登載）
- 保険者 **返還額の確定加算金の賦課** → 返還命令

！取消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者
＝ 当該指定取消し等に係る聴聞通知（行政手続法第15条）があった日前60日以内に役員等＊であった者

＊役員
イ 業務を執行する（合名会社、合資会社、合同会社の）社員・（株式会社の）取締役・執行役又はこれらに準ずる者（社会福祉法人等の理事）
ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

＊事業者の使用人であって、事業者の事業所又は事業者が開設した施設を管理する者

指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第77条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第１項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1)　指定居宅サービス事業者が、**第70条第２項第４号から第５号の２まで、第10号**（第５号の３に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第10号の２**（第５号の３に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第11号**（第５号の３に該当する者であるときを除く。）又は**第12号**（第５号の３に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	**第70条第２項** **第４号**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第５号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの※1の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※1　介護保険法施行令第35条の２ **第５号の２**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの※2により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※2　介護保険法施行令第35条の３ **第10号**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第10号の２**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第11号**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。 **第12号**　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。 --- 第５号の３　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限

	る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。 第６号　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 77 条第１項又は第 115 条の 35 第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第６号の２　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 77 条第１項又は第 115 条の 35 第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第７号　申請者が、第 77 条第１項又は第 115 条の 35 第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 75 条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第７号の２　申請者が、第 76 条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 77 条第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第 75 条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第８号　第７号に規定する期間内に第 75 条第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号

	の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第９号　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(2)　指定居宅サービス事業者が、**第 70 条第９項又は第 11 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件**に違反したと認められるとき。	**第 70 条第９項**　都道府県知事は、第６項又は前項の意見を勘案し、第 41 条第１項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 **第 70 条第 11 項**　都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第 1 項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第 41 条第 1 項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
(3)　指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、**第 74 条第１項の都道府県の条例で定める基準**又は**同項の都道府県の条例で定める員数**を満たすことができなくなったとき。	**大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例**
(4)　指定居宅サービス事業者が、**第 74 条第２項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準**に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。	**大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例**
(5)　指定居宅サービス事業者が、**第 74 条第６項に規定する義務**に違反したと認められるとき。	**第 74 条第６項**　指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(6)　居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。	

(7)　指定居宅サービス事業者が、**第 76 条第１項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ**てこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	**第 76 条第１項**　都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(8)　指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、**第 76 条第 1 項の規定により出頭を求められ**てこれに応ぜず、**同項の規定による質問**に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
(9)　指定居宅サービス事業者が、不正の手段により**第 41 条第１項本文の指定**を受けたとき。	**第 41 条第１項本文**　市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護サービス費を支給する。
(10)　前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの**又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第 35 条の５各号** 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、 精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、

	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法 【33 法律】
(11)　前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
(12)　指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
(13)　指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第115条の９　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第１項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1)　指定介護予防サービス事業者が、**第115条の２第２項第４号から第５号の２まで、第10号**（第５号の３に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第10号の２**（第５号の３に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第11号**（第５号の３に該当する者であるときを除く。）又は**第12号**（第５号の３に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	**第115条の２第２項** **第４号**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第５号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第５号の２**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第10号**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第10号の２**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第11号**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。 **第12号**　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。 --- 第５号の３　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。 第６号　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の９第１項又は第115条の

	35 第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第５節及び第 203 条第２項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第６号の２　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 115 条の９第１項又は第 115 条の 35 第６項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第７号　申請者が、第 115 条の９第１項又は第 115 条の 35 第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第７号の２　申請者が、第 115 条の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 115 条の９第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第 115 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第８号　第７号に規定する期間内に第 115 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、

	同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第９号　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(2)　指定介護予防サービス事業者が、**第 115 条の２第６項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件**に違反したと認められるとき。	**第 115 条の２第６項**　都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第 53 条第 1 項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
(3)　指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、**第 115 条の４第１項の都道府県の条例で定める基準**又は**同項の都道府県の条例で定める員数**を満たすことができなくなったとき。	**大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例**
(4)　指定介護予防サービス事業者が、**第 115 条の４第２項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準**に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。	**大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例**
(5)　指定介護予防サービス事業者が、**第 115 条の４第６項に規定する義務**に違反したと認められるとき。	**第 115 条の４第６項**　指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(6)　介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。	

(7)　指定介護予防サービス事業者が、**第 115 条の７第１項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ**てこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	**第 115 条の７第１項**　都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(8)　指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、**第 115 条の７第 1 項の規定により出頭を求められ**てこれに応ぜず、**同項の規定による質問**に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
(9)　指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により**第 53 条第１項本文の指定**を受けたとき。	**第 53 条第１項本文**　市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービス費を支給する。
(10)　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの**又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第 35 条の５各号** 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、 精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、

	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法 【33 法律】
(11)　前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
(12)　指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
(13)　指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（介護サービス情報の報告及び公表） 第115条の35 ６　都道府県知事は、指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・が**第４項の規定による命令**に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	**第４項　都道府県知事は、介護サービス事業者が第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。** --- 第１項　介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所・・・の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 第３項　都道府県知事は、第１項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第78条の10　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1)　指定地域密着型サービス事業者が、**第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号**（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第10号**（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第11号**（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は**第12号**（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	**第78条の2第4項** **第4号の2**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第5号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（介護保険法施行令第35条の2）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第5号の2**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（介護保険法施行令第35条の3）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第9号**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第10号**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第11号**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。 **第12号**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。 --- 第5号の3　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

	第６号　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 78 条の 10（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第６号の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 78 条の 10（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第７号　申請者が、第 78 条の 10（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 78 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第 78 条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第７号の２　前号に規定する期間内に第 78 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出又は第 78 条の８の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第８号　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(2)　指定地域密着型サービス事業者が、**第 78 条の２第６項第３号から第３号の４までのいずれかに該当する**に至ったとき。	**第78条の２第６項** **第３号**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第１号又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第３号の２**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第１号の２又は第２号から第２号の３までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第３号の３**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第１号又は第２号から第２号の３までのいずれかに該当する者であるとき。 **第３号の４**　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第１号の２又は第２号から第２号の３までのいずれかに該当する者であるとき。 --- 第１号　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 78 条の 10 第２号から第５号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。 第１号の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 78 条の 10 第２号から第５号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。 第２号　申請者が、第 78 条の 10 第２号から第５号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 78 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第 78 条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

	第２号の２　申請者が、第 78 条の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 78 条の 10 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 78 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第 78 条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第２号の３　第２号に規定する期間内に第 78 条の５第２項の規定による事業の廃止の届出又は第 78 条の８の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。
(3)　指定地域密着型サービス事業者が、**第 78 条の２第８項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件**に違反したと認められるとき。	**第 78 条の２第８項**　市町村長は、第 42 条の２第１項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
(4)　指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、**第 78 条の４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準**を満たすことができなくなったとき。	**第 78 条の４第１項**　指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。 **第 78 条の４第５項**　市町村は、第３項の規定にかかわらず、同項第１号から第４号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。
(5)　指定地域密着型サービス事業者が、**第 78 条の４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準**に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。	**第 78 条の４第２項**　前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(6)　指定地域密着型サービス事業者が、**第 78 条の４第８項に規定する義務**に違反したと認められるとき。	**第 78 条の４第８項**　指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(7)　指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第 28 条第５項（第 29 条第２項、第 30 条第２項、第 31 条第２項、第 33 条第４項、第 33 条の２第２項、第 33 条の３第２項及び第 34 条第２項において準用する場合を含む。第 84 条、第 92 条、第 104 条及び第 114 条の６において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。	**第 28 条第５項**　市町村は、前項において準用する前条第２項の調査を第 46 条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。 --- 第 27 条第１項　要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第１項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 第２項　市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。
(8)　地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。	
(9)　指定地域密着型サービス事業者が、**第 78 条の７第１項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ**てこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	**第 78 条の７第１項**　市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(10)　指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 78 条の７第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、**同項の規**	

定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
(11)　指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により**第 42 条の２第１項本文の指定**を受けたとき。	**第 42 条の２第１項**　市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（略）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 37 条第１項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。
(12)　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの**又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第 35 条の５各号** 健康保険法　児童福祉法　栄養士法　医師法　歯科医師法　保健師助産師看護師法　歯科衛生士法　医療法 身体障害者福祉法　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　生活保護法　社会福祉法　知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律　薬剤師法　老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法　高齢者の医療の確保に関する法律　社会福祉士及び介護福祉士法　義肢装具士法 精神保健福祉士法　言語聴覚士法　発達障害者支援法　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律　子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律　国家戦略特別区域法　難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律　臨床研究法 【33 法律】
(13)　指定地域密着型サービス事業者に係る**老人福祉法第 29 条第 18 項の規定による通知**を受けたとき。	**老人福祉法第 29 条第 18 項**　都道府県知事は、介護保険法第 42 条の２第１項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第 16 項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

	老人福祉法第29条第16項　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
(14)　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
(15)　指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
(16)　指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第 115 条の 19　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第 54 条の２第１項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	
(1)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、**第 115 条の 12 第２項第４号の２から第５号の２まで、第９号**（第５号の３に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第 10 号**（第５号の３に該当する者のあるものであるときを除く。）、**第 11 号**（第５号の３に該当する者であるときを除く。）又は**第 12 号**（第５号の３に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	**第 115 条の 12 第２項** **第４号の２**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第５号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（介護保険法施行令第 35 条の２）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第５号の２**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（介護保険法施行令第 35 条の３）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第９号**　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第６号まで又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第 10 号**　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第 11 号**　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第６号まで又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。 **第 12 号**　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。 --- 第５号の３　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第６号　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 115 条の 19（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消し

	の日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第６号の２　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 115 条の 19（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第７号　申請者が、第 115 条の 19（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の 15 第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第７号の２　前号に規定する期間内に第 115 条の 15 第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第８号　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
(2)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、**第 115 条の 12 第４項第３号から第６号までのいずれかに該当する**に至ったとき。	**第 115 条の 12 第４項** **第３号**　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第１号又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第４号**　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第１号の２又は第２号から第２号の３までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

	第５号　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第１号又は第２号から第２号の３までのいずれかに該当する者であるとき。 **第６号**　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第１号の２又は第２号から第２号の３までのいずれかに該当する者であるとき。 ――――――――――――――――――――― 第１号　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第 115 条の 19 第２号から第５号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。 第１号の２　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 115 条の 19 第２号から第５号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。 第２号　申請者が、第 115 条の 19 第２号から第５号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の 15 第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第２号の２　申請者が、第 78 条の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 115 条の 19 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 115 条の 15 第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第２号の３　第２号に規定する期間内に第 115 条の 15 第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。
(3)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、**第 115 条の 12 第６項の規定により当該指定を行うに当たって**	**第 115 条の 12 第６項**　市町村長は、第 54 条の２第１項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

付された条件に違反したと認められるとき。	
(4)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、**第 115 条の 14 第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準**を満たすことができなくなったとき。	**第 115 条の 14 第１項**　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。 **第 115 条の 14 第５項**　市町村は、第３項の規定にかかわらず、同項第１号から第４号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。
(5)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、**第 115 条の 14 第２項又は第５項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準**に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。	**第 115 条の 14 第２項**　前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
(6)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、**第 115 条の 14 第８項**に規定する義務に違反したと認められるとき。	**第 115 条の 14 第８項**　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(7)　地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。	
(8)　**指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 17 第１項の規定により報告又は帳簿書類の提出若**	**第 115 条の 17 第１項**　市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事

しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(9)　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 17 第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、**同項の規定による質問**に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
(10)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により**第 54 条の２第１項本文の指定**を受けたとき。	**第 54 条の２第１項**　市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第 58 条第４項の規定により同条第１項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第 37 条第１項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

(11)　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの**又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第35条の５各号** 健康保険法　児童福祉法　栄養士法　医師法　歯科医師法　保健師助産師看護師法　歯科衛生士法　医療法 身体障害者福祉法　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　生活保護法　社会福祉法　知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律　薬剤師法　老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法　高齢者の医療の確保に関する法律　社会福祉士及び介護福祉士法　義肢装具士法 精神保健福祉士法　言語聴覚士法　発達障害者支援法　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律　子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律　国家戦略特別区域法　難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律　臨床研究法 【33法律】
(12)　前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
(13)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	
(14)　指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第84条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1)　指定居宅介護支援事業者が、**第79条第２項第３号の２から第４号の２まで、第８号**（同項第４号の３に該当する者のあるものであるときを除く。）又は**第９号**（同項第４号の３に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	**第79条第２項** **第３号の２**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第４号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第４号の２**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第８号**　申請者が、法人で、その役員等のうちに第３号の２から第５号まで又は第６号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第９号**　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第３号の２から第５号まで又は第６号から第７号までのいずれかに該当する者であるとき。 --- 第４号の３　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第５号　申請者が、第84条第１項又は第115条の35第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の

	当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第６号　申請者が、第 84 条第１項又は第 115 条の 35 第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 82 条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第６号の２　申請者が、第 83 条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 84 条第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 82 条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第６号の３　第６号に規定する期間内に第 82 条第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 第７号　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
⑵　指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、**第 81 条第１項の市町村の条例で定める員数**を満たすことができなくなったとき。	**第 81 条第１項**　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。
⑶　指定居宅介護支援事業者が、**第 81 条第２項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準**に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。	**第 81 条第２項**　前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
⑷　指定居宅介護支援事業者が、**第 81 条第６項**に規定する義務に違反したと認められるとき。	**第 81 条第６項**　指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

⑸　**第28条第５項の規定により調査の委託を受けた場合**において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。	**第28条第５項**　市町村は、前項において準用する前条第２項の調査を第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。
	第27条　要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 **第27条第２項**　市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。
⑹　居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。	
⑺　指定居宅介護支援事業者が、**第83条第１項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ**てこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	**第83条第１項**　市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
⑻　指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、**第83条第１項の規定により出頭を求められ**てこれに応ぜず、**同項の規定による質問**に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	

(9)　指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により**第 46 条第１項**の指定を受けたとき。	**第 46 条第１項**　市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。
(10)　前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの**又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第 35 条の５各号** 健康保険法　児童福祉法　栄養士法　医師法　歯科医師法　保健師助産師看護師法　歯科衛生士法　医療法 身体障害者福祉法　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　生活保護法　社会福祉法　知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律　薬剤師法　老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法　高齢者の医療の確保に関する法律　社会福祉士及び介護福祉士法　義肢装具士法 精神保健福祉士法　言語聴覚士法　発達障害者支援法　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律　子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律　国家戦略特別区域法　難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律　臨床研究法 【33 法律】
(11)　前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
(12)　指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	

指定介護予防支援事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を**太字**で表記）	参　照　条　文
（指定の取消し等） 第115条の29　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	
⑴　指定介護予防支援事業者が、**第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号**（同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）又は**第9号**（同項第4号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったき。	**第115条の22第2項** **第3号の2**　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第4号**　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第4号の2**　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 **第8号**　申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 **第9号**　申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。 ――――― 第4号の3　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第5号　申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

	第5号の2　申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 第6号　申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第6号の2　申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第6号の3　第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第7号　申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
⑵　指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、**第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数**を満たすことができなくなったとき。	**第115条の24第1項**　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。
⑶　指定介護予防支援事業者が、**第115条の24第2項**に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。	**第115条の24第2項**　前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

⑷ 指定介護予防支援事業者が、**第115条の24第6項**に規定する義務に違反したと認められるとき。	**第115条の24第6項** 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
⑸ 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。	
⑹ 指定介護予防支援事業者が、**第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ**てこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	**第115条の27第1項** 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
⑺ 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、**第115条の27第1項の規定により出頭を求められ**てこれに応ぜず、**同項の規定による質問**に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は**同項の規定による検査**を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	
⑻ 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により**第58条第1項**の指定を受けたとき。	**第58条第1項** 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

⑼ 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、**この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの**又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	**介護保険法施行令第35条の５各号** 健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法 【33 法律】
⑽ 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。	
⑾ 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	

令和元年度～令和５年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

居宅サービス事業

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪府	指定の取消し (R1.5.1)	通所介護	事業開始時より、生活相談員２名のうちの１名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第 77 条第１項第９号	なし
大阪府	指定の取消し (R5.7.1)	訪問看護	利用者 A 氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成 29 年４月３日から平成 31 年２月 28 日までの間、当該利用者に係る 376 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。 利用者 B 氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成 29 年４月１日から平成 30 年６月 17 日までの間、当該利用者に係る 267 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第 77 条第１項第４号及び第６号、第 115 条の９第１項第 10 号	不正請求に係る返還額 2,349,859 円 (加算金含まず)
大阪府	指定の効力の一部停止３か月 (R1.8.1～10.31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第１項第４号	なし
大阪府	指定の効力の一部停止３か月 (R1.12.1～R2.29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第１項第４号	なし

大阪市	指定の取消し (R1.10.31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年２月から平成 31 年２月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。 また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第 77 条第１項第６号	不正請求に係る返還額 5,965,971 円 (加算金含む)
大阪市	指定の取消し (R1.10.31)	介護予防型 訪問サービス 生活援助型 訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第 115 条の 45 の９第１項第６号	なし
東大阪市	指定の取消し (R1.12.1)	訪問介護 (第１号事業含む)	新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が１名（管理者兼サービス提供責任者）のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない３名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち１名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない１名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、新たな勤務予定者とすることで人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。	第 77 条第１項第９号及び第 10 号 第 115 条の 45 の９第５号及び第６号	なし
忠岡町	指定の効力の一部停止６か月 (R2.1.1～6.30)	通所介護 (第１号事業含む)	新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにも関わらず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。 また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにも関わらず不正に加算を請求した。 監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんしたうえ、虚偽の答弁を行った。	第 77 条第１項第６号、第７号、第８号及び第９号 第 115 条の 45 の９第１項第２号及び第５号	不正請求に係る返還額 50,298 円 (加算金含まず)

茨木市	指定の効力の全部停止３か月 (R1.8.1～10.31)	訪問介護	・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。 ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・２時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。	第 77 条第１項第６号	不正請求に係る返還額 464,032 円 （加算金含まず）
大阪市	指定の取消し （R2.4.30）	訪問介護 （第１号事業含む）	利用者 20 名について、2017 年（平成 29 年）１月から 2019 年（令和元年）9 月まで間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供票に実績を架空に計上し、介護給付費を不正に請求し受領した。	第 77 条第１項第６号 第 115 条の 45 の９第６号	不正請求に係る返還額 48,239,048 円 （加算金含む）
堺市	指定の取消し （R2.10.11）	訪問介護 （第１号事業含む）	実際には提供していないサービスを提供したかのように虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費及び介護予防給付費を請求し、受領した。 実際には行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、介護職員処遇改善加算を不正に請求し受領した。	第 77 条第１項第６号 第 115 条の 45 の９第２号	不正請求に係る返還額 11,984,377 円 （加算金含む）

東大阪市	指定の効力の 全部停止６か月 (R3.2.1～7.31)	訪問介護 （第１号事業含む）	・複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を不正に請求し、受領した。 ・一部の利用者について同一建物減算を適用せず報酬を不正に請求し、受領した。 ・指定に係る事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。	第 77 条第１項第６号及び第 10 号 第 115 条の 45 の９第２号及び第６号	不正請求に係る返還額 1,835,363 円 （加算金含む）
柏原市	指定の取消し (R2.8.31)	訪問介護 （第１号事業含む）	令和元年 11 月８日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。 監査において、市から事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。	第 77 条第１項第７号及び第８号 第 115 条の 45 の９第１項第６号	なし
泉佐野市	指定の取消し (R3.3.24)	訪問介護	サービス提供を行っていないにも関わらず、これを行った旨を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求、受領した。 また監査時に虚偽のサービス提供記録の報告を行った。	第 77 条第１項第６号及び第７号	不正請求に係る返還額 約 126,218,000 円(加算金含む)
八尾市	指定の取消し (R3.3.26)	訪問介護 （第１号事業含む）	一体的に運営している指定同行援護・居宅介護・重度訪問介護事業所において、指定取消処分に相当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に違反する行為が認められた。	第 77 条第１項第 10 号	なし
堺市	指定の効力の 全部停止３か月 (R3.12.28～ R4.3.27)	訪問介護 介護予防訪問サービス	利用者に対して入浴介助の後などにつなぎ服を着用させ、身体的拘束を行った。 実際には買物同行を提供していないにもかかわらず、同サービスを提供したかのように虚偽の記録を作成し、不正請求を行った。	第 77 条第１項第５号及び第６号 第 115 条の 45 の９第６号	不正請求に係る返還額 4,549,335 円 （加算金含む）

松原市	指定の取消し (R4.7.19)	訪問介護 (第１号事業含む)	・管理者が常時勤務していない期間があった。また、実態として管理者を配置していない期間があった。 ・実態としてサービス提供責任者を配置していない期間があった。 ・管理者による従業者の管理及び業務の管理等が一元的に行われておらず、また、従業者への運営基準遵守のための指揮命令もおこなわれていなかった。 ・サービス提供責任者が訪問介護計画を作成していなかった。また、サービス提供責任者以外の者が作成した訪問介護計画書を、サービス提供責任者が作成したかのように偽装した。 ・実態として配置すべき従業者の基準を満たしていなかった期間があるにも関わらず、これを指定権者に届け出ず事業を継続し、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていなかったにも関わらず、これを満たしているとする虚偽の計画書を提出し、当該加算分の介護給付費を不正に請求し受領した。 ・実態としてサービス提供責任者としての業務を行っていない者をサービス提供責任者とする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。 ・実際の配置日とは異なる日にサービス提供責任者を配置したとする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。	第 77 条第１項第３号、第４号第６号第 11 号及び第 115 条の 45 の９第６号	不正請求に係る返還額 約 67,169,000 円(加算金を含まず。)

茨木市	指定の取消し (R4.5.31)	訪問介護 (第１号事業含む)	・令和元年６月から令和２年２月までの期間において、要介護の利用者について、訪問介護員の資格がない従業者がサービス提供を行い、サービス提供を行っていないサービス提供責任者の名前をサービス実施記録に記載し、介護報酬を不正に請求し受領した。 ・要介護の利用者について、要支援から要介護に区分変更になった際に訪問介護計画を作成していなかったにもかかわらず、提供したサービスについて、令和２年９月の介護報酬を不正に請求し受領した。 ・要支援の利用者について、サービス提供責任者ではない者が訪問介護計画を作成し、提供したサービスについて、令和２年７月から令和２年９月まで第１号事業支給費を不正に請求し受領した。 ・元従業者による日中のサービス実施記録が存在するにもかかわらず、法人代表者が、元従業者は就労継続支援Ｂ型事業所に勤務しているため、９時から 17 時以外の時間のみヘルパー業務を行ったことがあるという旨の虚偽の答弁をした。 ・第１号事業（訪問介護相当サービス・訪問型サービスＡ）と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。	第 77 条第１項第６号及び第８号 115 条の 45 の９第２号及び６号	不正請求に係る返還額 約 286,282 円（加算金を含まず。）
大阪市	指定の取消し (R5.6.1)	訪問介護	利用者３名について、令和２年 10 月から令和４年８月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。	第 77 条第１項第６号及び第９号	不正請求に係る返還額 7,223,073 円（加算金を含む。）
大阪市	指定の効力の一部停止６か月 (R5.6.1～11.30)	訪問介護	利用者１名について、令和４年６月と令和４年９月に、サービスを提供していないにもかかわらず、提供したかのようにサービス実施記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。	第 77 条第１項第６号及び第９号	不正請求に係る返還額 129,070 円（加算金を含む。）

堺市	指定の取消し	訪問介護・介護予防訪問サービス	実際に提供していないサービスを提供したかのように介護給付費を不正に請求し受領した。また、不正請求に関して、管理者が事実と異なる答弁を繰り返し行った。 介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営している当該訪問介護事業所において、介護給付費の不正請求及び虚偽の答弁があったため、介護予防訪問サービスについても同時に指定取消しを行うこととした。	第 77 条第１項第６号及び第８号 第 115 条の 45 の９第６号	監査において確認した不正請求額 1,695,956 円（加算金を含まず。利用者が和泉市の１名のみだったため、返還額は和泉市が決定する。）
高槻市	指定の取消し (R5.6.30)	訪問介護、介護予防訪問サービス及び生活援助訪問サービス	（１）居宅介護サービス費及び第一号支給費の請求に関する不正を行った。 事業者は、従業者２名が訪問介護員等の資格を取得するまでの間、□がないにも関わらず、訪問介護等の提供を行わせ、もって居宅介護サービス費及び第一号支給費の請求を行い受領した。なお、無資格者による訪問介護等の提供は１名は令和２年２月１日から令和２年３月 26 日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月 14 日までの間で、提供回数は、合計 404 回である。 （２）市の監査に対し虚偽の報告を行い、また、訪問介護等の提供に際して、不正または著しく不当な行為を行った。 事業者は、訪問介護員等の資格がない者２名に訪問介護等の提供をさせた。その期間は、１名は令和２年２月１日から令和２年３月 26 日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月 14 日までの間である。加えて、このうち１名は、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、訪問介護等の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。 （３）一体的に運営されている居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所（以下「別件事業所」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）の規定に違反した。 市が行った監査の結果、事業所と一体的に運営されている別件事業所	第 77 条第１項第６号、第７号、第 10 号及び第 11 号並びに第 115 条の 45 の９第２号、第３号、第６号及び第７号	不正請求に係る返還額 952,817 円（加算金を含む。）

			において、総合支援法の違反の事実が認められた。 ア　介護給付費の請求に関する不正を行った。（総合支援法第 50 条第１項第５号に該当） イ　事業者は、市の監査に対し虚偽の報告を行い、また、居宅介護の提供に際して、不正又は著しく不当な行為を行った。（総合支援法第 50 条第１項第６号及び第 10 号に該当） ウ　市の監査に対し、別件事業所の管理者は虚偽の答弁をした。（総合支援法第 50 条第１項第７号に該当）		
東大阪市	指定取消し	訪問介護	事業開始時より指定とは異なる場所で事業運営していた。また、実際の事業所と同一の建物内にある有料老人ホームの利用者にサービス提供をしているにもかかわらず、必要な同一建物減算を行わず介護報酬を請求していた。さらに、複数回にわたり、サービス提供を行ったことが確認できないサービスについて、不正にその報酬を請求し、受領した。	第 77 条第１項第６号及び第 10 号・第 115 条の 45 の９第６号	不正請求に係る返還額 3,832,808 円（加算金を含む。）
寝屋川市	指定の取消し (R5.3.31)	訪問介護	・高齢者虐待の事実（つなぎ服を着用させることによる身体拘束）があった。 ・少なくとも令和４年１月から８月までの間、１人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつ、サービスに入ったか不明でありながら、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。 ・少なくとも令和４年１月から８月までの間、事業所で勤務していることが出金記録で確認できない時間帯の訪問介護員の名前でサービス提供記録を作成し、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。 ・少なくとも令和４年１月から８月までの間、サービス提供記録にサービス提供時間又はサービスを提供した訪問介護員の名前がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。	第 77 条第１項第５号及び第６号	不正請求に係る返還額 約 26,00,000 円（加算金を含む。）

寝屋川市	指定の効力の全部停止３か月 (R5.3.31 ～ R5.6.29)	訪問介護	・高齢者虐待の事実（つなぎ服を着用させることによる身体拘束）があった。 ・高齢者虐待の事実（暖房がある部屋であっても、寒さが厳しい時期に自力では起き上がることができない高齢者に掛布団をかけ床に放置した、及び緊急時への対応の検討がなされておらず、応援体制も構築されていなかった。）があった。	第 77 条第１項第５号	なし
八尾市	指定の効力の全部停止３か月 (R5.9.1～11.30)	訪問介護	①サービス提供責任者（管理者兼務）が、訪問介護員の業務の実施状況の把握等を怠り、勤務実態のない訪問介護員の記名によるサービス提供記録に基づき、居宅介護サービス費を不正に請求し受領した。 ②１人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。	第 77 条第１項第６号	不正請求に係る返還額 795,781 円（加算金を含む。）
茨木市	指定の取消し (R5.3.31)	訪問介護（第一号事業含む）	・事業所の開設当初（平成 28 年４月）から平成 28 年 12 月まで、及び平成 29 年７月から令和４年４月までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。 ・初回加算において、複数名の利用者について、既に退職しているサービス提供責任者の氏名をサービス提供記録に記載し、介護給付費を不正に請求・受領した。 ・監査機関中、従業者の実際の給与の支払い実績と異なる丘陵支払明細書(控)を法人代表自ら作成するなどの虚偽の報告を行った。 ・法人代表者である管理者兼サービス提供責任者に対し、監査に係る帳簿書類の提出及び事業所への立入りを求める文書を手交する際、文書の受取及び事業所への立入り等を拒否した。 ・指定申請時に、勤務予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。 ・第一号事業（訪問介護相当サービス）と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、人員基準違反、介護給付費の請求に関する不正、虚偽の報告、虚偽の答弁及び不正の手段による指定が行われた。	第 77 条第１項第３号、第６号、第７号、第８号及び第９号 第 115 条の 45 の９第６号	不正請求に係る返還額 7,276 円（加算額を含まず。）

茨木市	指定の取消し (R5.12.31)	訪問介護 （第一号事業含む）	一体的に運営している指定居宅介護・重度訪問介護事業所において、指定取消処分に相当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に違反する行為が認められた。	第77条第１項第10号 第115条の45の９第６号	なし

地域密着型サービス事業

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
河南町	指定の効力の一部停止３か月 （新規利用者受入） (R2.12.24～R3.3.23)	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	法人代表者が利用者の頬や下肢を強くたたくなどの身体的虐待及び食事の主食とおかずを混ぜて食べさせるなどの心理的虐待を行っていた。 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において、人格尊重義務違反行為があった。	第78条の10第６号 第115条の19第11号	なし
大阪市	指定の効力の一部停止６か月 （新規利用者受入） (R4.2.1～7.31)	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	前回監査（令和２年３月４日）において行った指導事項（質の向上のための計画的な研修、個別具体的な認知症対応型共同生活介護計画の作成）について、改善報告書を提出してきたにも関わらず、改善されていなかった。 利用者に対し、身体的虐待、身体拘束、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待などが行われた。 介護従事者が、令和元年12月15日以降に虐待を受けたと思われる利用者の写真を確認したにもかかわらず、本市への通報を怠っていた。 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、「介護保険法」及び「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の違反が行われた。	第78条の10第５号、第６号、第12号 第115条の19第11号	介護報酬請求の上限設定７割（30%減額）

高槻市	指定の効力の 一部停止３か月 (新規利用者受入) (R6.3.1～5.31)	地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス	・書類及び複数の証言により、令和4年11月26日から令和5年7月20日までの間、生活相談員が全く事業所に配置されていなかった。また、令和4年5月16日から令和4年11月25日までの間、勤務が認められる生活相談員1名が勤務していない時間について、生活相談員が事業所に配置されていなかった。 ・複数の職員から法人本部に対し生活相談員の配置不足について伝達がなされていたにもかかわらず、監査により市に提出された勤務表において、生活相談員の配置基準に適合しているかのような記載を行った。 ・監査において、1 名の従業者が、事業所の生活相談員として勤務を行っていないにもかかわらず自身が生活相談員として事業所に勤務していたと証言し、生活相談員の配置基準に適合させるため事実と違う答弁を行った。	第78条の10第４号、９号及び10号 第 115 条の 45 第１号、第３号及び第４号	なし
高槻市	指定の効力の 一部停止３か月 (新規利用者受入) (R6.3.1～5.31)	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	・少なくとも令和4年12月から令和5年8月までの9か月間、複数の居室において、ナースコールの設置義務を果たさず、緊急時に職員を呼ぶ手段を入居者から剥奪していた。 ・令和5年2月から令和5年8月までの間、1つのユニットに配置されていたユニットリーダーが非常勤職員であった。また、令和5年10月1日から15日までの間、このユニットリーダーが別の事業所に配属されたにもかかわらず、このユニットリーダーが引き続き配置されているものとした勤務表を市に提出した。 ・長期間に渡り、複数の居室においてナースコールが設置されていなかった。 ・令和5年2月2日に行った運営指導において、運営推進会議が開催されていなかったため、おおむね2か月に1回以上開催するよう指導したにも関わらず、以後も開催していなかった。	第78条の10第４号、５号及び６号	なし

居宅介護支援事業

大阪市	指定の取消し (R1.10.31)	居宅介護支援	法人代表者であり管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者 12 名に対し、平成 29 年２月から平成 31 年２月までの間、実際に行われていた訪問介護サービスに単位数を追加して虚偽作成した「給付管理票」を大阪府国民健康保険団体連合会に提出することにより、同法人が運営している訪問介護事業所における介護報酬の不正請求をほう助した。また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成した給付管理票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第 84 条第１項第 11 号	なし
熊取町	指定の効力の全部停止３か月 (R2.6.30～9.29)	居宅介護支援	・特定事業所加算（Ⅲ）の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員２名の人員配置を要するが、そのうち１名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成 31 年１月 15 日に特定事業所加算（Ⅲ）の基準に適合しているものとして届出を行い、平成 31 年２月から平成 31 年４月までの期間に利用者 65 名に対し特定事業所加算（Ⅲ）の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。 ・特定事業所加算（Ⅱ）の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員３名の人員配置を要するが、そのうち１名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成 31 年４月８日に特定事業所加算（Ⅱ）の基準に適合しているものとして届出を行い、令和元年５月から令和元年 11 月までの期間に利用者 121 名に対し特定事業所加算（Ⅱ）にかかる特定事業所加算（Ⅲ）分を超える部分の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。	第 84 条第１項第６号	不正請求に係る返還額 1,590,092 円（加算額を含む。）

東大阪市	指定の取消し (R2.8.1)	居宅介護支援	居宅介護サービス計画費の請求において、以下のとおり、運営基準減算に該当する状態にあるにもかかわらず、当該減算をすることなく不正にこれを請求した。 ・モニタリング結果を記録していない又はサービス担当者会議を開催していない。(利用者 49 名分) ・サービス提供の開始に際し、複数事業者の紹介に関する事項及び選定理由の求説明に関する事項について文書交付による説明を行っていない。(利用者２名分)	第 84 条第１項第６号	不正請求に係る返還額 4,820,000 円 (加算額を含む。)
大東市	指定の効力の全部停止１年 (R5.11.1～ R6.10.31)	居宅介護支援	令和４年１１月２５日に市が同事業所で行った運営指導（介護サービス事業所の育成・支援を目的に、運営等が適正になされているか定期的に確認・指導するもの）において、運営基準違反を指摘し改善に向け指導したにも関わらず、令和５年５月１８日に市の求めに応じ提出のあったケアプラン等の書類を点検したところ、運営基準違反が続いている状態が判明したことに伴い、令和５年６月７日以降、計３回にわたる監査を実施し、下記の違反を確認したため。	第 84 条第１項第３号	不正請求に係る返還額 1,324,038 円 (加算額を含む。)

1　介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○　法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

（業務管理体制整備の内容）

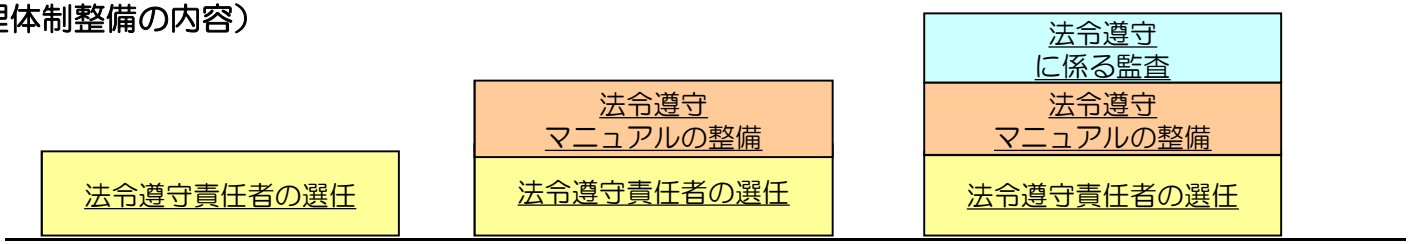

【届出先】

区　分	届出先
①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③　指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④　指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※２）	中核市の長
⑤　地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥　①から⑤以外の事業者	都道府県知事

（※1）事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。
（みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

（※2）指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。（届出先は、都道府県知事）

1

２　業務管理体制の整備

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。

【法令等遵守※1態勢※2の概念図】

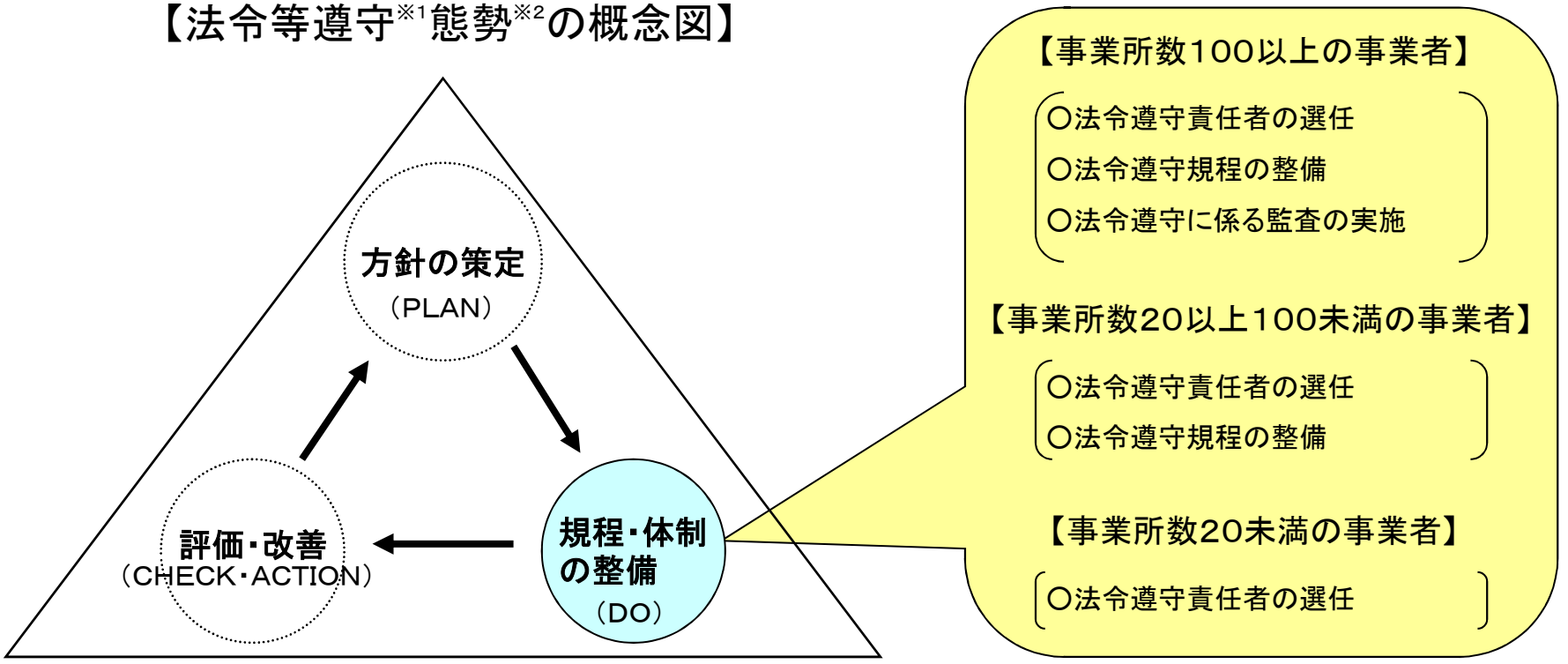

〈事業者自らの取り組み〉　　〈法令による義務付け〉

※1　法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※２「態勢」とは、組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

３　業務管理体制の監督体制等

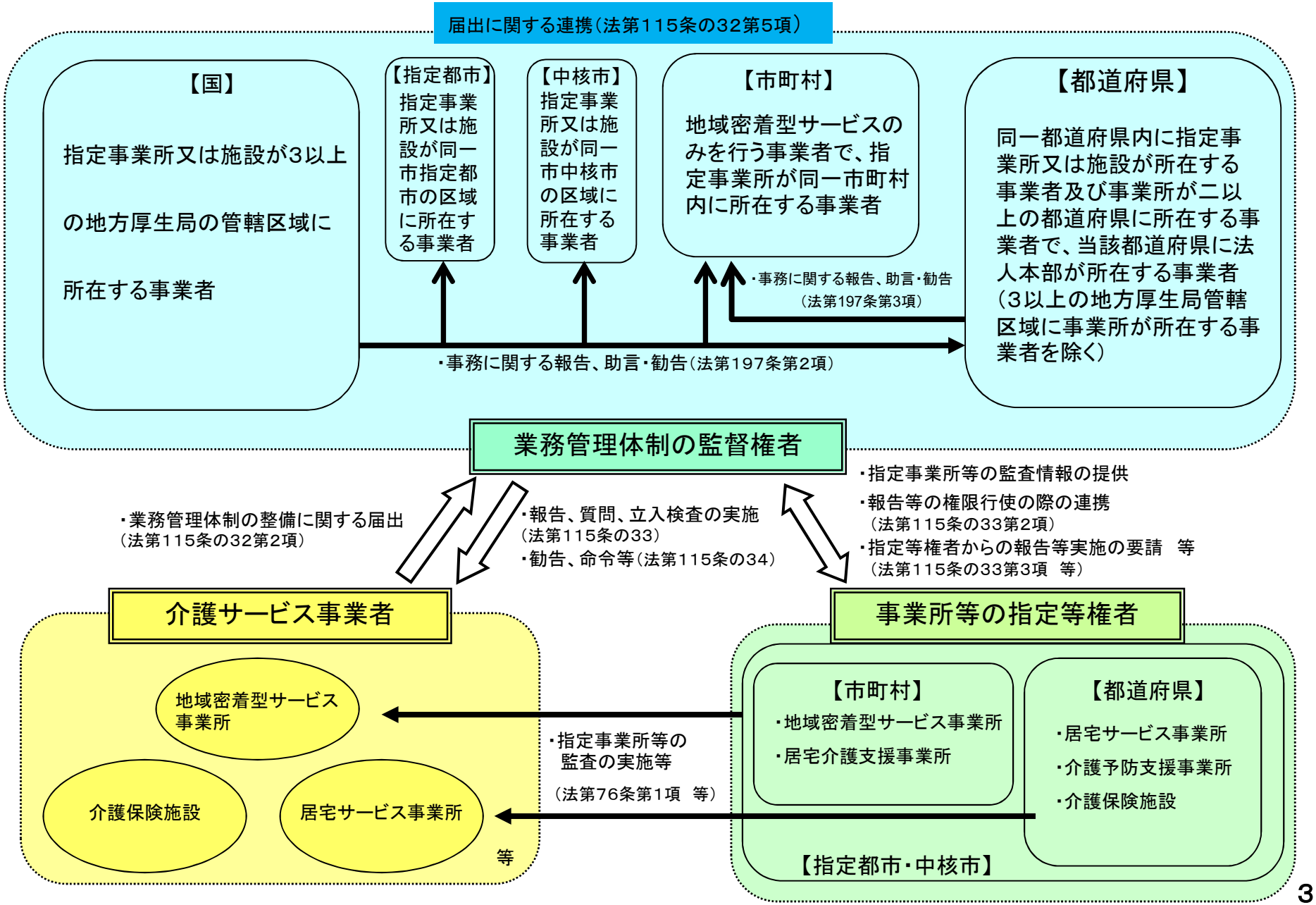

4　業務管理体制整備等の監督方法

一般検査

（届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施）

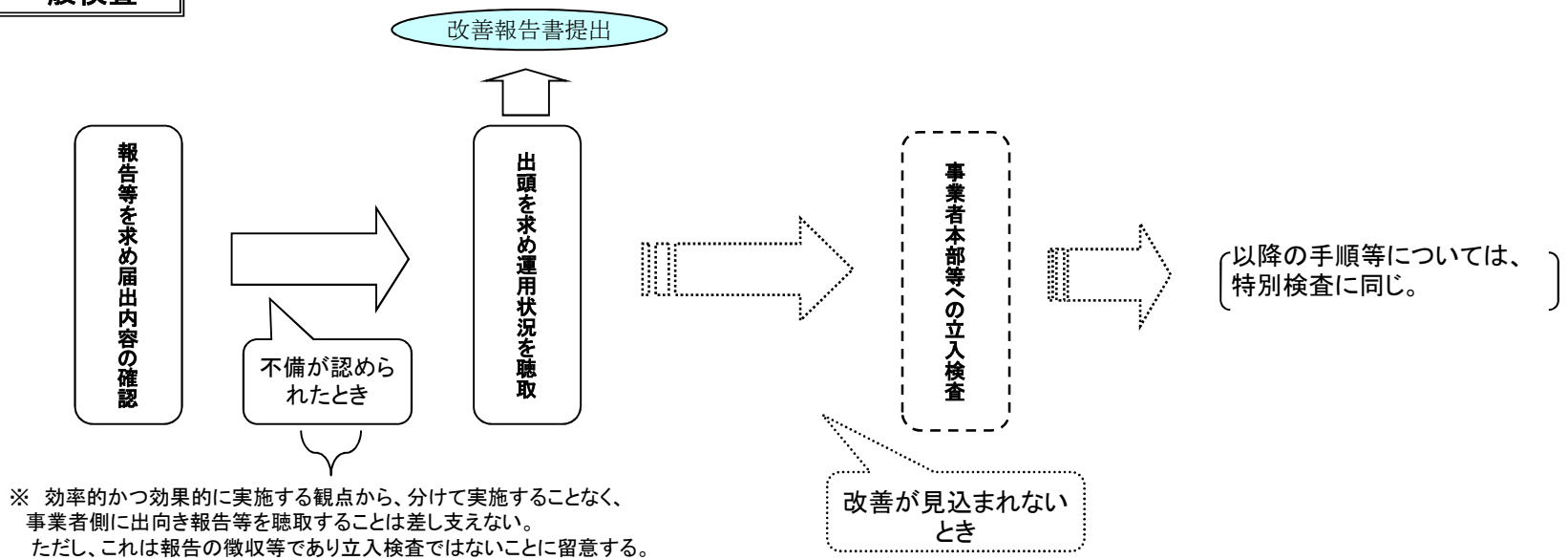

※　効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、
事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。
ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

特別検査

（指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施）

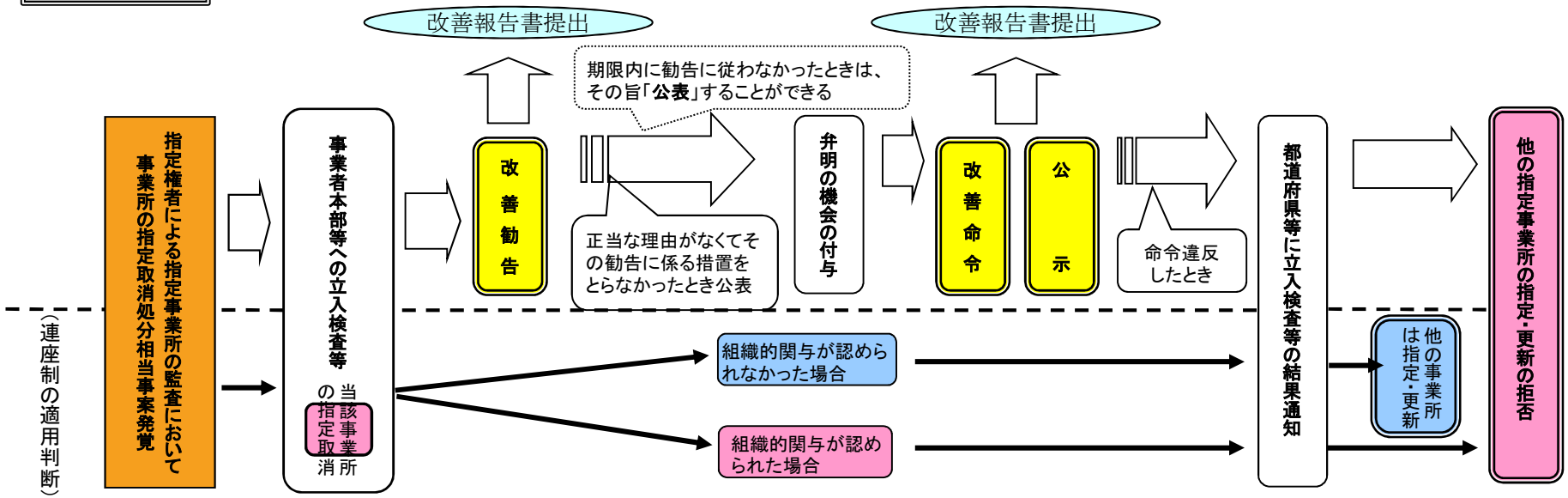

５　業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

（会社法により求められる内部統制システム）

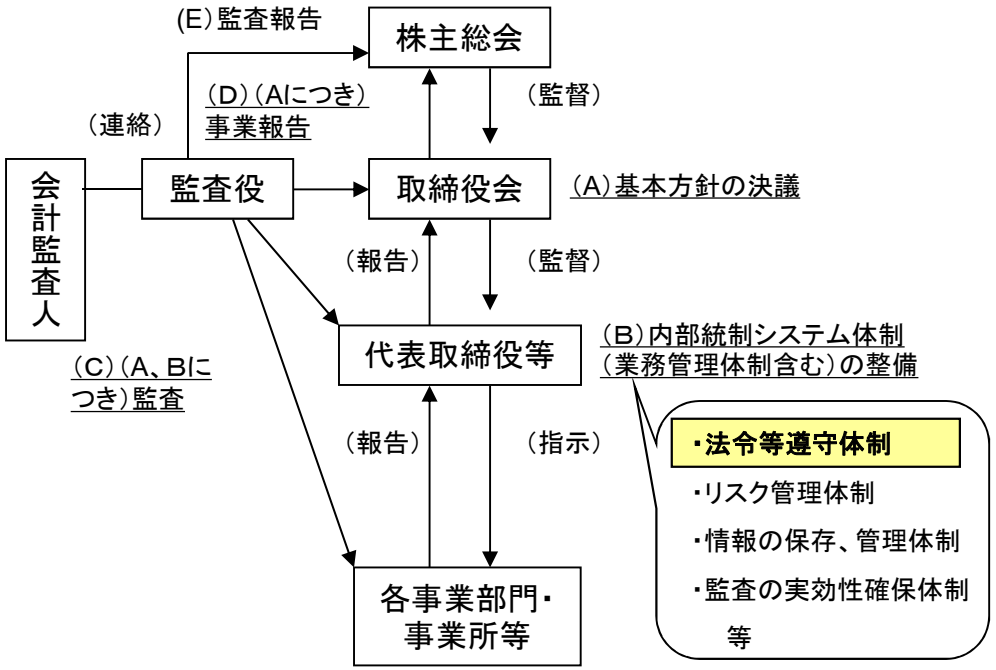

取締役	A　内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B　(Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D　Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C　(A、Bにつき)監査 E　(Cにつき)株主総会に監査報告

（注）　システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

届出・運用状況確認等

【立入検査での法令等遵守態勢の確認の視点】

１　方針の策定

①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。

②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。

③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

２　内部規程・組織体制の整備

①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。

②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。

③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

３　評価・改善活動

①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。

②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。